

第2章 目黒区の現状と課題

1 教育の情報化にかかる社会動向

(1) 「Society 5.0」時代の到来

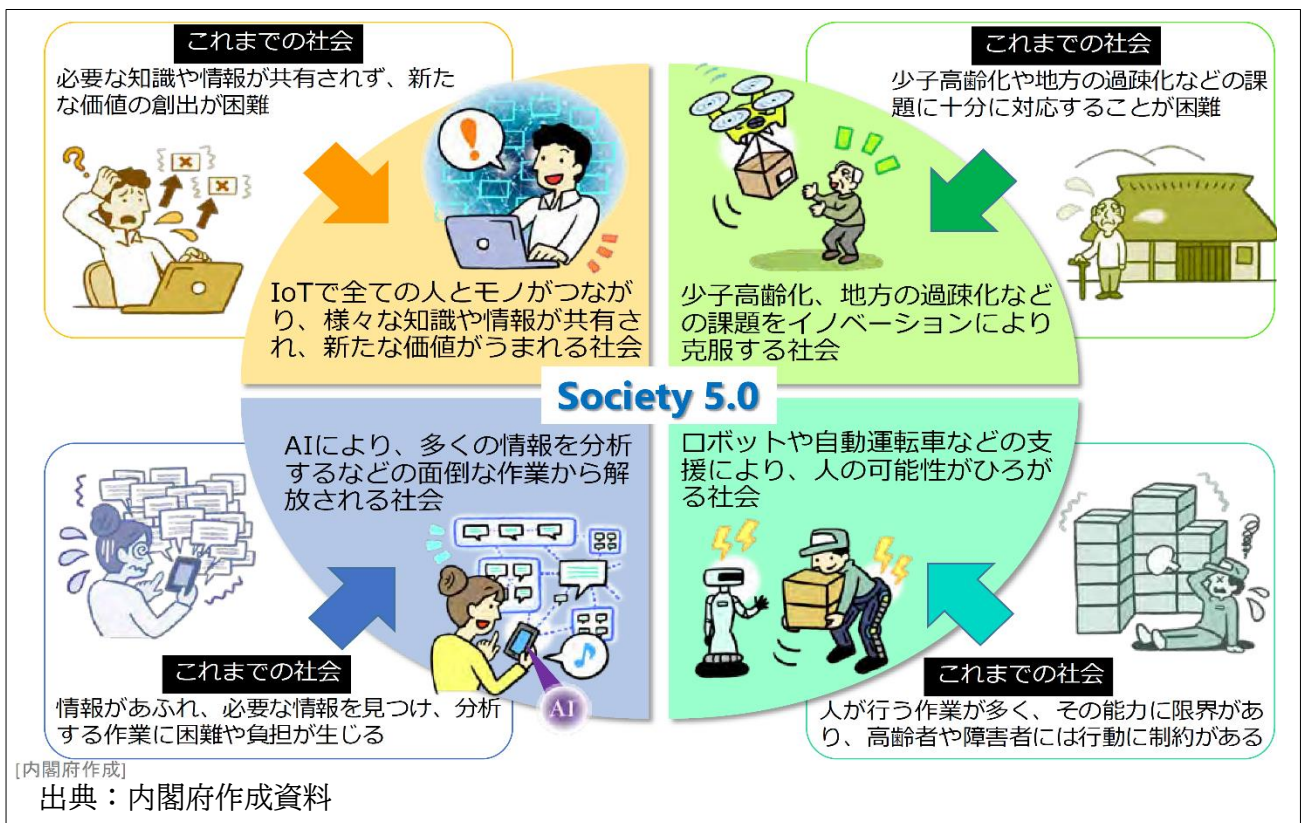
近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展しています。とりわけ、AIやビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わる「Society 5.0」時代の到来が予測されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観にまで多方面に波及しつつあり、この影響は広範で長期にわたるため、感染収束後の世界は、新たな世界いわゆる「ニューノーマル」*に移行していくことが求められます。

このような急激に変化し、将来の予測が難しい時代においては、児童・生徒がこうした変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせながら、社会や人生をより豊かなものにしていくことが必要とされており、そのためには試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことが求められています。

加えて、今後の少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による労働力不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT、AI、ロボティクスなどの活用は経済社会水準を維持するため不可欠であり、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性は一層高まっていくこととなります。

図表2 Society 5.0の社会



(2) 国の動向

ア 新しい学習指導要領（小学校：令和2（2020）年、中学校：令和3（2021）年から実施）

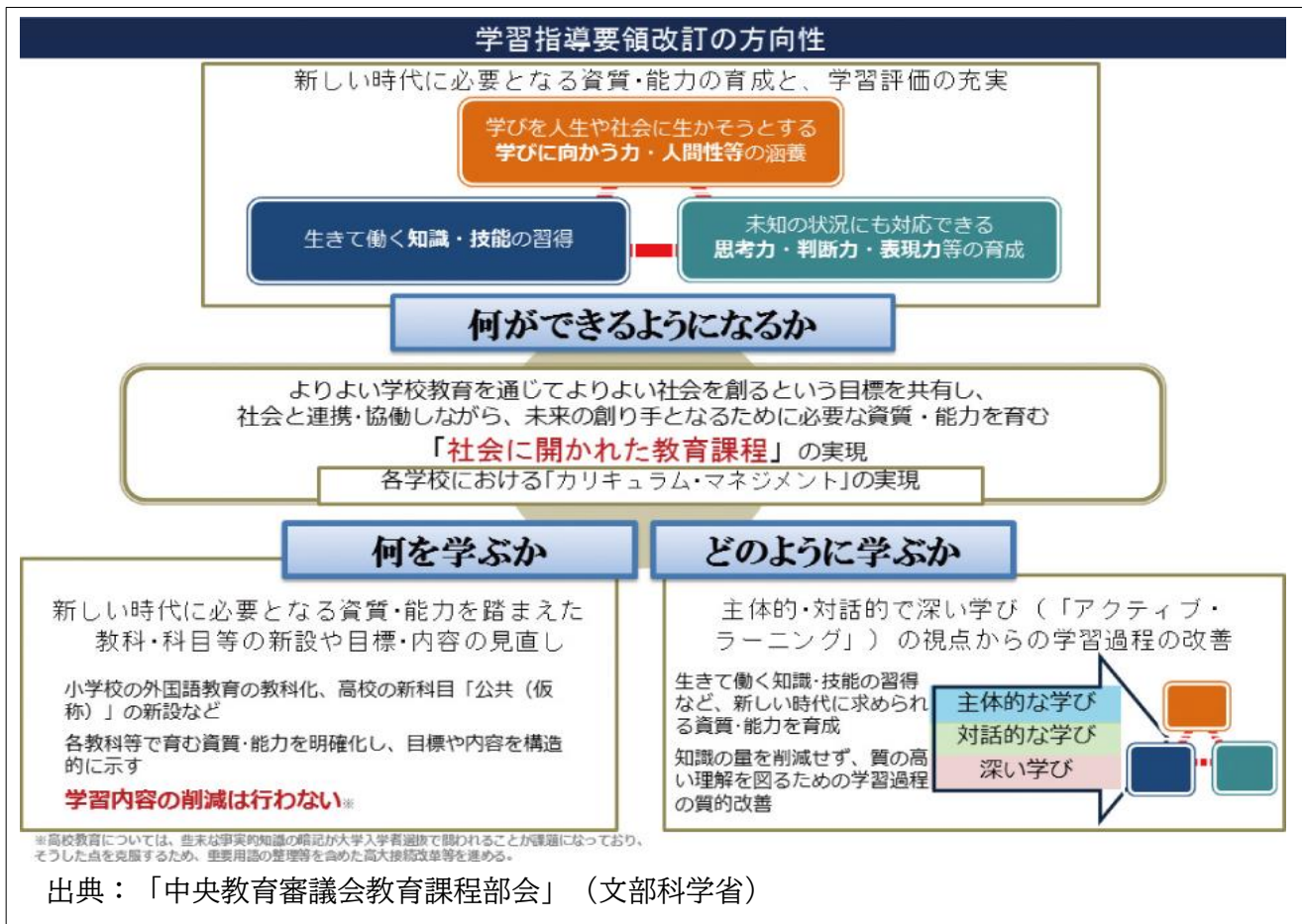
文部科学省では、新しい時代に児童・生徒が備えるべき資質・能力を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」という3つの柱に整理しました。この資質・能力をはぐくむ上では、「何を学ぶか」という学習内容だけでなく、「何ができるようになるのか」（新しい時代に必要な資質・能力の育成）、「どのように学ぶのか」（主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善）を連携しながら確立させることが求められています。

新しい学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）では、初めて情報活用能力*（情報モラル*を含む。）を、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置付けるとともに、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることを明記されました。

さらに、学習者用デジタル教科書*の制度化や小学校ではプログラミング教育*が必修化されるなど、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めています。

学校のICT環境整備の考え方については、「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」*（平成29（2017）年12月）では、学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定した、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等の設置の考え方及び機能の考え方について整理がされました。

図表3 学習指導要領改訂の方向性



イ GIGAスクール構想*の加速化による学びの保障

新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校は一部地域を除き、令和2（2020）年3月から約3か月間にもわたり、臨時休業を余儀なくされるなど未曾有の事態となりました。

臨時休業期間中は、各学校でホームページ等を活用し、家庭との情報連携や課題の配付を行うなど児童・生徒の学習支援や健康状況の把握に努めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化し、先行きが見通せない中で、子どもたちの学びを保障するために、特にICTを活用した施策の実現が求められました。

この状況を受け、文部科学省では、「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けたICT活用及び整備について」（令和2（2020）年4月10日）を発出し、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、令和5（2023）年度までに段階的に児童・生徒1人1台の情報端末を整備することを柱としたGIGAスクール構想を加速化し、整備計画を令和2（2020）年度に前倒しすることとしました。

ウ 中央教育審議会*の答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3（2021）年1月には、中央教育審議会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。これを実現するためには、ICTの活用は必要不可欠であるとし、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICT活用及びICT環境整備に関する基本的な考え方が示されました。

図表4 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆**これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のこととし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 養成・研修全体を通じ、教師に必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダースhipによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

出典：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】（文部科学省）

(3) 教員の働き方改革

教員の業務は、学習指導要領に沿った児童・生徒の資質・能力の育成、社会状況の変化によって学校が抱える課題の複雑化・困難化、授業外の生徒指導や部活動、保護者や地域との連携等、多岐に渡っており、文部科学省が実施している教員勤務実態調査においても、教員の長時間勤務の実態が浮き彫りとなっています。

学校の働き方改革については、中央教育審議会で議論が行われ、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31（2019）年1月）が取りまとめられました。

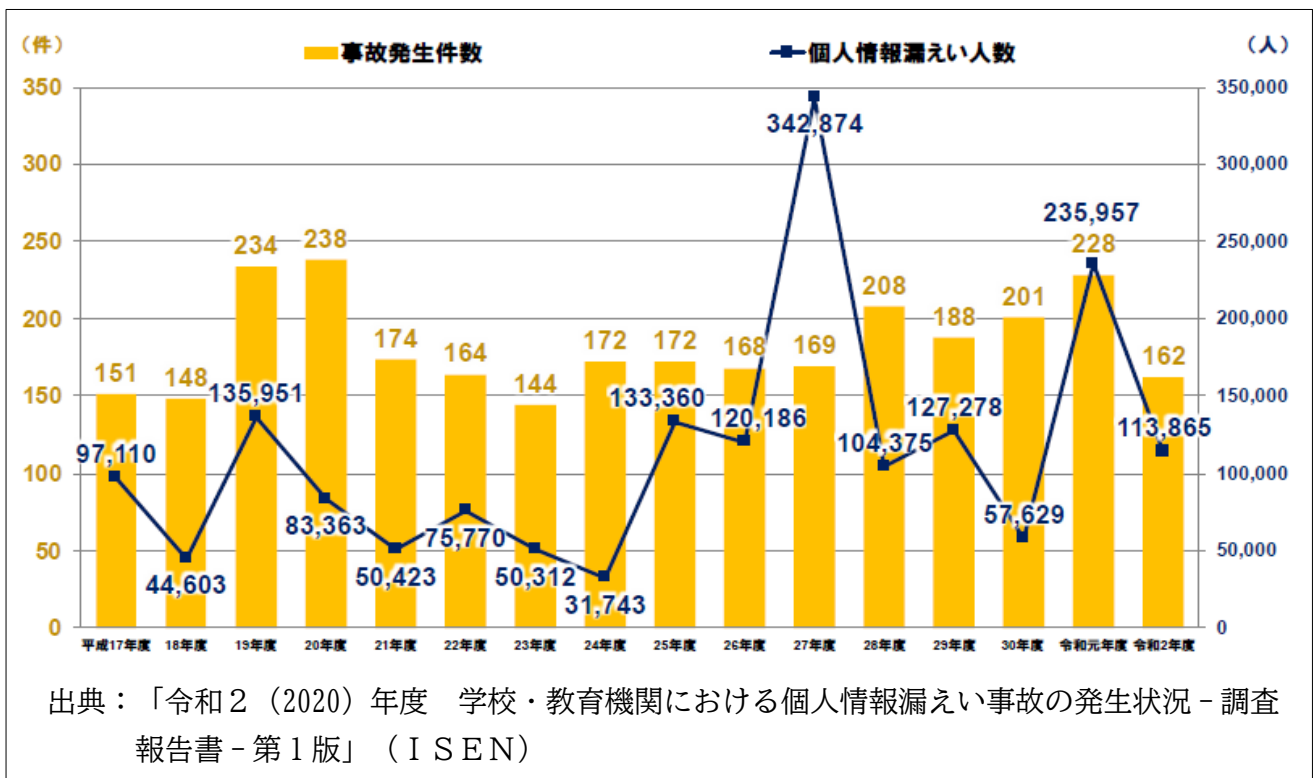
文部科学省では、この答申も踏まえ、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めています。

(4) 学校保有情報の保護

学校の保有する情報には、児童・生徒の成績情報や生徒指導関連情報等多くの個人情報が含まれていますが、近年、学校教育ネットワークに対する不正アクセス*や人為的要因により、児童・生徒や保護者等の個人情報が窃取・流出する事案も生じています。

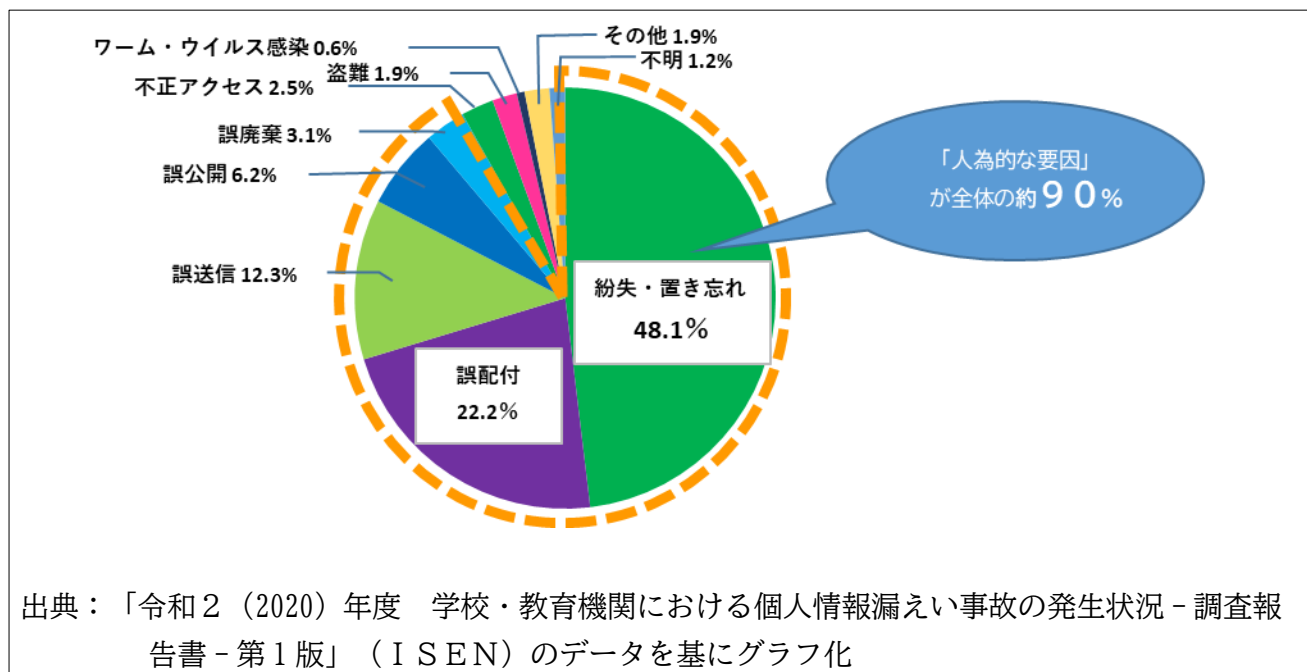
文部科学省は、安心して学校においてICTを活用できるようにするために、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」*（平成29（2017）年10月）を公表し、学校設置者である地方自治体及び学校には、学校現場の特徴を踏まえた情報セキュリティ対策の強化が求められています。

図表5 学校・教育機関における個人情報漏えい事故の発生状況 過去16カ年の推移



特に、学校・教育機関における個人情報漏洩等の事故の発生要因は、紛失・置き忘れや誤配付等の人為的な要因が9割以上を占めていることから、情報セキュリティにかかる教員の意識の向上を図るため、情報セキュリティ研修の充実等の取組が必要です。

図表6 漏えい経路・媒体別 事故発生比率



ポイント解説：GIGAスクール構想とは？

令和元（2019）年に文部科学省が発表した、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。

当初は段階的に整備を進め、令和5（2023）年度までに完了する予定となっていました。が、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業等を受け、令和2（2020）年度中の整備へと前倒しされ、目黒区でも令和3（2021）年2月に児童・生徒1人1台の情報端末を整備しました。

GIGAスクール構想は、「ハード」の整備だけでなく、日常的なICTを使いこなすための「人材」、デジタルならではの学びを実現するための「ソフト」に関する取組が一体的に進められています。

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略で、翻訳すると、「全ての子どもたちにとってグローバル人材・革新を起こせる人材になるための入り口」という意味になります。

文部科学省：GIGAスクール構想

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm



2 目黒区の現状

(1) 児童・生徒の情報活用能力

児童・生徒の情報活用能力の育成については、プログラミング教育が小学校学習指導要領解説総則編に位置付けられ、必修化されたことから、向原小学校が平成30（2018）年・令和元（2019）年度東京都プログラミング教育推進校の指定校として教育研究や成果発表を通して区内全小学校へ普及と啓発を行い、令和2（2020）年度から全小学校の第5学年総合的な学習や第6学年理科においてプログラミング体験学習を実践しています。

情報モラル教育については、平成29（2017）年度に、情報モラル教育の推進に資するため、区独自のモデルカリキュラムを作成し、各校において実践しているほか、「目黒区児童・生徒の携帯電話等の使用に関する指針」を作成し、令和3（2021）年度には「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に係る指針」*として改定を行い、情報端末等の情報通信機器に係る危険から児童・生徒を守り、児童・生徒が被害者にも加害者にもならないようにするための教育及び啓発活動を推進しています。

(2) 教員のICTを活用した指導力

毎年度実施されている「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の実施結果から、区の教員のICTを活用した指導力の肯定的回答の割合は、小・中学校ともに全項目で国や都に比べ高く、肯定的回答の割合が上昇していることから、区の教員のICTを活用した指導力は、一定の水準を満たしている状況です。

図表7 教員のICT活用指導力の実態等に関する調査結果

(小学校)		肯定的回答の割合（単位：%）			
内容項目	令和2(2020)年 目黒区	令和元(2019)年 目黒区	令和元(2019)年 東京都	令和元(2019)年 国	
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	89	87	86	87	
B 授業にICTを活用して指導する能力	77	66	70	71	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	77	70	71	73	
D 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	88	81	84	85	

(中学校)		肯定的回答の割合（単位：%）			
内容項目	令和2(2020)年 目黒区	令和元(2019)年 目黒区	令和元(2019)年 東京都	令和元(2019)年 国	
A 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	90	91	86	90	
B 授業にICTを活用して指導する能力	86	76	67	77	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	85	75	68	77	
D 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	92	91	79	87	

出典：「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省調査）

(3) 学校のICT環境

区における学校のICT環境整備は、平成元（1989）年度の学習指導要領改訂に伴い教育用コンピュータシステム*を導入したことが始まりです。その後、各校のコンピュータ室の整備や統合型校務支援システムの導入など段階的に整備を進めてきました。

現在では、「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」やGIGAスクール構想を踏まえ、全区立小・中学校の全教室に大型提示装置*を設置し、普通教室等の無線LAN*（LAN*の無線化）環境の整備を計画的に進めています。

また、令和2（2020）年度には、GIGAスクール構想の実現にかかる計画の前倒しを受け、児童・生徒1人1台の情報端末の整備を行いました。

図表8 目黒区ICT環境整備年表

年 度	状 況
平成元（1989）年度 ～4（1992）年度	教育用コンピュータシステム導入
平成9（1997）年度	各校コンピュータ室等の整備
平成12（2000）年度	ICT支援員*配置開始
平成13（2001）年度	全小中学校の学校ホームページ開設
平成18（2006）年度～ 20（2008）年度	校内ネットワーク整備
平成21（2009）年度	校務系システム導入
平成30（2018）年度～ 令和4（2022）年度	全教室等へ大型提示装置（プロジェクター）整備及び普通教室等無線LAN環境整備
令和2（2020）年度	GIGAスクール構想による児童・生徒1人1台端末導入 GIGA支援員* 16名設置（事業者）

ポイント解説：学校で利用しているシステム

学校では、多くのシステムを使用して、校務処理・学習指導を行っています。使用しているものをご紹介します。（本プランでは①を校務系システム、②と③を合わせて学習系システムと呼称しています。）

- ① 校務LANシステム：教職員が校長室、職員室、事務室等で校務全般（学籍情報処理、指導要録*作成、成績処理、学校事務、健康診断、保健室来室管理、グループウェアによる情報共有等）で使用するシステム
- ② 教育用コンピュータシステム：教員が主に教室等で学習指導のために使用するシステム
- ③ GIGAシステム：GIGAスクール構想に基づき整備した児童・生徒1人1台の学習用情報端末

3 目黒区版 G I G Aスクール構想

教育委員会では、各学校において児童・生徒1人1台の学習用情報端末を活用し、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行うことで、児童・生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成を目指すこととし、「目黒区版 G I G Aスクール構想」を策定しました。

特に、学習用情報端末 iPad は、LTE通信*を生かした「いつでも」(Anytime)、 「どこでも」(Anywhere)、 「だれとでも」(With anyone) 利用できる3Aのコンセプトに基づき、学習活動における積極的な活用を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて各校において取り組みを進めています。

図表9 目黒区版 G I G Aスクール構想イメージ

目黒区
Meguro City

目黒区版 G I G Aスクール構想イメージ

目黒区教育委員会事務局教育指導課 (令和3年3月)

一人一台の情報端末を活用して目黒区が目指すこと

学習指導要領の着実な実施とICT機器の活用により、カリキュラム・マネジメントを充実させ、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させる。

①児童・生徒は、学びを進めていく中で、問題解決のために情報端末活用の必要性を感じ、解決のために適切なツールを選択し活用することができる。【児童・生徒】

②教員は、情報端末を手段として「いつでも」「どこでも」「だれとでも」という視点を持ち、児童・生徒の学びをデザインすることができる。【教員】

Anytime (いつでも)

情報端末を日常的に活用して、授業中の様々な場面での情報収集や、思考したことを表現するなど、「いつでも」学ぶことができます。

- 検索サイトを活用した調べ学習
- 文章作成ソフト、プレゼンテーションソフトの利用
- 各教科における授業での活用
 - ・国語科：段落を入れ替えて構成を工夫
 - ・社会科：各地の生産者等にインタビュー
 - ・体育科・保健体育科：スローモーション撮影し、動きの確認

Anywhere (どこでも)

LTE通信を生かし、学校内だけではなく場所を選ばず、校外や自宅など、「どこでも」学ぶことができます。

- 場所を選ばない学習
 - ・校外学習：生活科見学で見つけた動植物の撮影
 - ・自然宿泊体験学習：しおりのデータ化、事後学習に活用する画像・動画の撮影
- 一人ひとりの学習状況に応じた個別学習
 - ・eラーニングを活用した家庭学習(予習・復習)

With anyone (だれとでも)

アプリケーションを用いて児童・生徒同士で協働的に活動したり、オンライン会議システムで遠隔地とつないだりなど、「だれとでも」学ぶことができます。

- クラスメイトとつながる
 - ・アプリケーションを用いた協働的な学び
- 外部とつながる
 - ・修学旅行先で交流する学校と事前・事後学習にて交流
 - ・オンライン会議システムを活用して、遠隔地の工場や資料館等の見学や、生産者への質問

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

個別最適な学びの実現

協働的な学びの実現

基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成

※情報活用能力…情報を取得し、整理・比較、発信・伝達、保存・共有する力やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を指す。

家庭等との連携	教員のICT活用能力の向上	ICT環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校、病気療養等の児童・生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業配信による学習保障 ・「eライブラリ」の活用による、学習保障及び個別最適な学びの実現 ○家庭との連携による児童・生徒への指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での情報端末の利活用 ・家庭内での利用ルール設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修の実施、参加 <ul style="list-style-type: none"> ・教育指導課主催研修への参加 ・校内研修及び校内OJTの計画と実施 ・ICT活用推進リーダーブロック連絡会での情報共有 ・各学校に配置するGIGA支援員による支援 ○授業準備の効率化と児童・生徒への指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・課題のデータ提出(ペーパーレス化)による業務軽減 ・スタディログ等の教育データの活用 ・教材データの蓄積と共有による授業準備の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間的空間的な制約のないICT環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち運びやすく、起動が早い端末の導入 ・LTE通信の整備 ・様々な学びに必要なアプリケーションの導入 ・安心して使用できるセキュリティ環境の導入 ・デジタル教科書の導入 ・クラウド活用 ○人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT支援員とGIGA支援員の各学校への配置

目黒区版 G I G Aスクール構想は、目黒区HPでも公開しております。

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kyoiku/gakko_kyoiku/hoshin_unei/GIGASchool/index.html

4 目黒区の課題

教育の情報化にかかる区の課題は、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、
「全国学力・学習状況調査に関する調査」などの各種調査結果及び教員アンケート結果から、整備や運営面においても様々な課題があります。また、児童・生徒1人1台の情報端末を整備し、学校だけではなく家庭でも学習に活用していくことから、保護者等の方々の理解と協力をいただくことが重要です。

本プランでは、課題や社会動向等の状況を踏まえ、基本目標・基本方針・具体的施策を定め、計画的に取組を進めます。

(1) ICTを活用した学びの充実

学習指導要領の着実な実施とICT機器の活用により、カリキュラム・マネジメント*を充実させ、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させることが必要です。

児童・生徒が学びを進めていく中で、問題解決のために情報端末活用の有効性を感じ、解決のために適切なツールを選択・活用することができるよう、教科指導等のあらゆる場面において、対面指導とICTを活用した指導を合わせた新しい学びを充実させていく必要があります。

(2) ICTを活用した教員の指導力の向上と学校サポートの充実

区では、ICT機器を活用した授業に係る指導内容等を検討するためICT活用推進委員会*を設置し、各学校に1名配置しているICT活用推進リーダー*（教員）が「目黒区立学校 教員のICT活用能力向上プラン」*に基づき、各学校において研修を企画・運営し、各教員のICT活用能力の向上を図る取組を進めているところですが、児童・生徒に1人1台情報端末が貸与され、指導方法が大きく変化していくことが予想されることから、職層に合わせた研修や校内研修の充実・実施によるICTを活用した教員の指導力の向上が必要です。

また、ICT機器の操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の管理業務等の業務により、教員の負担は増加していることから、ICT支援人材の適切な配置や保守委託事業者との適切な業務分担等により、学校のサポート体制の充実を図る必要があります。

(3) 校務におけるICT活用の推進

校務のICT化を進めることは、教員が学校運営や学級経営に必要な情報や児童・生徒の状況等の一元的な管理・共有が可能となり、事務作業の低減につながります。

現在、区では教員1人1台の校務用パソコンの整備を実施し、全ての教員が指導要録*・出席簿・通知表などを校務システムにより作成するなど、ICTを活用して校務事務の効率化を図っています。

今後も、学校における校務の負担軽減を目的としたICTの活用を推し進めることにより、教員が児童・生徒と向き合うことができる時間を確保し、教育の質的向上につなげていくことが重要です。

また、働きやすい職場づくりのため、保護者との情報共有や教員の多様な働き方への対応についても、ICTを活用した新たな仕組みの導入を検討する必要があります。

(4) 学校のICT環境の充実とシステムの最適化

社会全体のデジタル化、デジタルトランスフォーメーション（DX）*が加速していく大きな潮流の中で、学校教育の基盤としてもICTは必要不可欠なものとなっています。

区では、これまで「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ、電子黒板*機能付き大型提示装置（プロジェクター）の設置や無線LAN整備などを計画的に進めてきましたが、教員や児童・生徒が日常的にストレスなくICTを活用することができるよう、学校の通信ネットワーク環境の改善、デジタル教科書を含むソフトウェアの充実など更なる取組が必要です。

また、学校のICT環境整備は、一定の財政負担等が伴うため、校務系システム*及び学習系システム*の双方において、クラウドサービス*の活用を前提としたネットワーク構成に移行することによって学校のシステム全体の最適化を図り、効率的かつ計画的に整備を進めていく必要があります。

(5) 教育情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保は、学校において安心してICTを活用できるようにするために不可欠な条件です。

これまでの情報セキュリティ対策は、校務系システムなどのハード面における技術的な対策を重点的に行ってきましたが、日常的にICTを活用する教員及び児童・生徒の情報セキュリティに関する知識・意識の向上を図る取組を継続的に実施し、ハード・ソフト両面から情報セキュリティ対策を更に強化していく必要があります。

また、ICT環境は常に進歩を遂げていることから、国の動向や、技術的な進展等を踏まえつつ、情報セキュリティに関する規程については、時代に則したICT環境を安全かつ十分に活用することを目的とし、随時見直しを行う必要があります。

(6) 保護者・地域との連携

児童・生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実に際し、文部科学省は「教育の情報化に関する手引」（令和元（2019）年12月）において保護者・地域との連携の重要性を示しています。

児童・生徒が情報端末等を通じたインターネット上のトラブルに巻き込まれたり関わったりしないよう守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があります。そのことを保護者に理解してもらうことを最初のねらいとし、情報端末の使い方によってはトラブルの加害者にも被害者にもなりうるという危機感を持ってもらうことが重要です。

低年齢の児童ほど危険に対処する力が低く、被害に遭う可能性が高いことや、児童・生徒を守るためのフィルタリングによる機能制限をしていること、情報端末等を使用する際の「家庭のルール」を児童・生徒と話し合い、約束することの重要性について、家庭に対し説明していく必要があります。

学校で行っている情報モラル等の指導内容を周知するとともに、学校での指導には限界があり家庭や地域からの指導が不可欠であることや、指導や啓発における学校と保護者との役割分担について丁寧に説明し、理解を得ることが必要であり、加えて地域のNPOや携帯電話事業

者、警察などの出前講座を利用することが効果的であることから、学校・家庭・地域の三者で一体的に児童・生徒の育成を図ることが大切です。

また、児童・生徒の学びを保障するという観点からの取組についても、保護者の協力が必要不可欠になります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から学校が臨時休業となった場合にICTを活用したオンラインによる授業内容の配信や課題の配付等を実施する際の、低学年児童への情報端末操作支援や、情報端末を活用した不登校児童・生徒に対する学習支援など、保護者の協力が必要な場面があることをあらかじめ説明しておく必要があります。

【参考】教員アンケートの実施

学校現場の意見・要望・課題の把握するため、ICT活用推進リーダーを対象にアンケートを実施した。

■実施概要

- 目的：学校現場の意見・要望・課題の把握及び今後の事業参考資料
- 対象者：各校学校ICT活用推進リーダー（31名）
- 開催期間：令和3年8月4日から9月3日
- 調査方法：Googleフォームを用いた質問票によるアンケート調査

教員アンケート 回答一部抜粋

<校内研修について>

受け持ち学年によって教員の情報活用能力に差がある、研修時間の確保が難しく、効果的な研修を実施することが困難。



<運用面について>

iPadのアプリの制限や、運用ルールが細かくて不便。もっと柔軟に使わせてほしい。

<ICT環境面について>

校務・教務に使えるソフトが少ない、校内ネットワークが遅い、iPadには協働学習ツールを導入してほしい。



<働き方改革について>

ICT担当教員の負担が大きい、校務用・教育用・iPadの3台間のデータ連携ができないことが教員の負担、ペーパーレス化が進まない。